

一般社団法人埼玉県野球連盟

定 款

一般社団法人埼玉県野球連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県野球連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的、事業及び加盟

(目的)

第3条 この法人は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を埼玉県内全域に普及振興し、その健全な発展を図るとともに、スポーツマンシップの浸透を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種軟式野球大会の主催及び後援
- (2) 公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）及び一般社団法人関東軟式野球連盟連合会（以下「関東連盟」という。）が主催する大会の主管及び後援
- (3) 軟式野球競技の指導者、審判員、放送員及び記録員等の養成
- (4) 軟式野球の普及振興に関する事業
- (5) 軟式野球の技術向上に関する指導研究
- (6) 公認野球規則等の実施伝達及び審判技術向上に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(加盟)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、全軟連、関東連盟、一般社団法人埼玉県野球協議会及び公益財団法人埼玉県スポーツ協会に加盟する。

2 前項のほか、他の団体への加盟については、理事会の承認を必要とする。

第3章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 別表記載のこの法人の市町村支部（以下「支部」という。）の役員及び公認審判員並びにこの法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 登録会員 全軟連規程第10条及び全軟連競技者規程第2条に基づき、毎年度全軟連に登録したチーム及びその構成員

（社員）

第7条 この法人は、次の各号の規定により選出又は承認された者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員で、支部及びこの法人の運営を円滑にするために、別表に掲げる埼玉県内の地区ごとに組織した支部の連合体（以下「地区連合会」という。）から選出された者
- (2) 正会員で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体の代表者で、理事会において承認された者

（社員の資格取得）

第8条 この法人の社員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、前条第1号により選出された者を除く。

（経費の負担）

第9条 この法人の事業活動において経常的に生ずる費用に充てるため、支部は毎年、社員総会において定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第10条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、第7条第1号により選出された者が退社する場合は、当該者の所属する支部又は地区連合会は速やかに当該者に代わる社員を選出しなければならない。

（除名）

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を1年以上履行しなかったとき、当該支部から選出された社員。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。

(4) この法人が解散したとき、若しくは当該社員を選出した支部が解散したとき。
(社員に対する報酬等)
第13条 社員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、第7条に定めるすべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は事故あるときは、第22条第3項に定める理事長がその任に当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上30名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事の内1名を会長とする。また、若干名を副会長とする。

3 理事の内1名を理事長とする。また、若干名を副理事長とする。

4 第2項の会長及び副会長のうち1名を法人法上の代表理事とし、第3項の理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事となる会長、副会長及びその他の副会長、業務執行理事となる理事長及びその他の副理事長は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長が欠けたとき又は事故あるときは、代表理事である副会長がその任に当たる。

4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができ、並びに各事業年度の計算書類、事業報告書を監査する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員任期)

第26条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条第1項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員定年)

第27条 この法人の役員は、その就任時(当該年の1月1日現在)満75歳未満でなければならない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、任意の機関として、顧問及び参与をおのおの若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に答え、参与は業務の運営に参与する。

4 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 第23条第2項で規定する役職理事の選定及び解職

(4) 第7条第2号で規定する社員の承認

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、理事長が招集する。

(理事会の開催)

第34条 理事会の開催について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、理事長がその任に当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条（理事会の決議の省略）の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事又は代表理事に代わって理事会を招集した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から始まり同年12月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 事務局

(設置等)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開

(備付け帳簿及び書類)

第45条 この法人の事務所には、次の書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び社員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 役員及び社員の費用に関する書類
- (6) 事業計画書、収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類等
- (8) 監査報告
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによるものとする。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事情によって前項の電子公告によることができない場合は、

官報への掲載により行う。

第 1 1 章 雑 則

(委任)

第 4 7 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

設立時社員 住所
氏名 古川俊治

設立時社員 住所
氏名 大内昌弘

設立時社員 住所
氏名 森田進一

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の過半数の同意によって選定する。

以上、一般社団法人埼玉県野球連盟設立のため、この定款を作成し、設立時社員は、これに記名押印する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

設立時社員 古川俊治

設立時社員 大内昌弘

設立時社員 森田進一

別表 第6条第1号、第7条第1号関係（地区連合会、市町村支部）

地区連合会	市 町 村 支 部
さいたま市連合会	浦和支部、大宮支部、与野支部、岩槻支部
南部連合会	川口支部、草加支部、蕨支部、戸田支部、上尾支部 桶川支部、北本支部、鴻巣支部、伊奈支部、和光支部 朝霞支部、新座支部、志木支部
西部連合会	川越支部、所沢支部、飯能支部、狭山支部、入間市支部 入間東支部、ふじみ野支部、入間西支部、坂戸支部、鶴ヶ島支部 東松山支部、比企支部
北部連合会	熊谷支部、秩父支部、本庄支部、深谷支部、寄居支部
東部連合会	行田支部、羽生支部、加須支部、久喜支部、幸手支部 南埼玉支部、蓮田支部、春日部支部、越谷支部、北葛支部 吉川支部、三郷支部、八潮支部